

岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金 交付要綱

(総則)

第1条 県は、医師偏在の解消を図るため、医師少数区域等（法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域内の区域であつて、医師確保を特に図るべきものとして知事が定めたものをいう。以下、同じ。）に所在する病院又は診療所の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う医療法（昭和23年法律第205号）第5条の2第1項の認定を受けた医師に医師少数区域等での勤務を促すため事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要領（令和2年7月9日付け医政発0709第4号厚生労働省医政局長通知）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに基準額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度内とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業ごとに、次に掲げる額を比較していずれか少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を合計した額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額と基準額とを比較していずれか少ない方の額とする。

(2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとする。

4 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容を変更しようとする場合は、別記第2号様式を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合については、この限りでない。

ア 補助事業に要する経費の配分額の増減が20%以内であり、かつ、補助事業に要する経費の減額が20%以内であるもの

イ 交付決定を受けた補助金の額に変更が生じない事業計画の細部の変更であるもの

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第3号様式を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下、同じ。）の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、

一支社、一支所等であって、自らの消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告すること。

- (5) 前号の規定による報告があった場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、事業の実施状況に関し必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月8日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときには、概算払いにより交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に知事が定めるところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成すると

ともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理しなければならない。

- 2 規則第 22 条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 15 年間とする。

(書類の提出部数)

第 13 条 この要綱により提出すべき書類の部数は、2 通とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用し、令和 5 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表

補助事業	補助対象経費	基準額
医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修の受講	雑役務費（研修受講料） 旅費	認定を受けた医師 1 人当たり 次により算出された額 (1) 研修受講料 10,000 円×勤務月数 (2) 旅費 県内 2,000 円×勤務月数 県外 12,000 円×勤務月数
医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書の購入	備品費（図書）	認定を受けた医師 1 人当たり 54,000 円
専門領域のレベル維持のための他病院等での勤務	旅費	認定を受けた医師 1 人当たり 県内 4,000 円×勤務月数 県外 24,000 円×勤務月数

別記

第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金
交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- （1）所要額調書（別紙1）
- （2）事業計画書（別紙2）
- （3）対象経費支出予定額明細書（別紙3）
- （4）その他参考資料

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金
に係る事業経費配分（内容）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について
下記のとおり経費の配分（内容）を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更後申請額 金 円

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- （1）所要額調書（別紙1）
- （2）事業計画書（別紙2）
- （3）対象経費支出予定額明細書（別紙3）

（注）変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金
に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について、
下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）の理由

第4号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金について、岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金交付要綱第6条第4号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条の規定による額の確定額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要県補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

- （1）2の金額の積算内訳
（2）その他参考資料

第5号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金
事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度岐阜県認定
制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金に係る事業実績について、下記
のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所要額精算書（別紙1）
- 2 実績報告書（別紙2）
- 3 対象経費支出済額明細書（別紙3）
- 4 その他参考となる資料

第6号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

発行責任者氏名
担 当 者 氏 名
連絡先（電話番号）

年度岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金
交付請求書

このことについて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった 年度岐阜県
認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金

振込みは、下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号

岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金所要額調書

(補助事業者名) _____

補助事業	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差 引 事業費 (C) A-B	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助所要額 (G)
研修受講							
専門書購入							
他病院勤務							
計							

(注) 1. F欄には、対象経費の支出予定額(D欄)と基準額(E欄)とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2. G欄には、事業費(C欄)と選定額(F欄)とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)

別紙2

岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業
事業計画書

(1) 医師少数区域経験認定医師の所属状況

No.	認定番号	申請年度における在職期間	勤務月数	勤務状況
計				

※「勤務月数」は、在職期間のうち暦日で1/2以上在職した月を1月として積算すること。
 ※「勤務状況」は、週4日以上、週3日、週2日、週1日で記載すること。在職期間中に変動がある場合は、平均値で記載すること。

岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金
対象経費支出予定額明細書

(1) 支出

単位: 円

区分	支出予定額 (A)	基準額 (B)	選定額 (A)または(B)とを比較し ていずれかの少ない方 の値	算出内訳 支出予定額について算出基礎を記載すること。
(研修の受講) 雑役務費(研修受講料) 旅費	円	円	円	県内2,000円 or 県外12,000円×勤務月数〇月×〇人
小 計	0	0	0	
(専門書の購入) 備品費(図書)※オンラインジャーナルを含む。				54,000円×〇人
小 計	0	0	0	
(他病院での勤務) 旅費				県内4,000円 or 県外24,000円×勤務月数〇月×〇人
小 計	0	0	0	
合 計	0	0	0	
その他				
合計	0			
総事業費	0			

(注)「その他」欄には、補助対象経費以外の経費を計上すること。

(2) 収入

単位: 円

区分	収入見込額	摘要(算出基礎を記載すること。)
寄附金その他の収入		
	0	

岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金所要額精算書

(補助事業者名) _____

補助事業	総事業費 (A)	寄附金その他 の収入額 (B)	差 引 事業費 (C) (A)-(B)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県 補助所要額 (G)	県 交付決定額 (H)	県 補助受入額 (I)	差 引 過不足額 (J) (I)-(G)
研修受講										
専門書購入										
他病院勤務										
計										

(注) 1. F欄には、対象経費の支出済額(D欄)と基準額(E欄)とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2. G欄には、事業費(C欄)と選定額(F欄)とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)

別紙2

岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業
実績報告書

(1) 医師少数区域経験認定医師の所属状況

No.	認定番号	申請年度における在職期間	勤務月数	勤務状況
計				

※「勤務月数」は、在職期間のうち暦日で1/2以上在職した月を1月として積算すること。

※「勤務状況」は、週4日以上、週3日、週2日、週1日で記載すること。在職期間中に変動がある場合は、平均値で記載すること。

岐阜県認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業費補助金
対象経費支出済額明細書

(1)支出 単位:円

区分	支出済額 (A)	基準額 (B)	選定額 (A)または(B)のいずれ かの少ない方の額	算出内訳 支出済額について算出基礎を記載すること。
(研修の受講) 雑役務費(研修受講料) 旅費	円	円	円	県内2,000円 or 県外12,000円×勤務月数〇月×〇人
小 計	0	0	0	
(専門書の購入) 備品費(図書)※オンラインジャーナル含む				54,000円×〇人
小 計	0	0	0	
(他病院での勤務) 旅費				県内4,000円 or 県外24,000円×勤務月数〇月×〇人
小 計	0	0	0	
合 計	0	0	0	
その他				
合計	0			
総事業費	0			

(注)「その他」欄には、補助対象経費以外の経費を計上すること。

(2)収入 単位:円

区分	収入額	摘要(算出基礎を記載すること。)
寄附金その他の収入		
	0	